

沿岸広域振興局長告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年5月20日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市盛町字田中島27番28、27番29、27番31、47番7、47番8、48番17、48番18、48番19、48番20、48番21、88番3及び88番4	177.97	6.60	平成26年4月3日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。